

2021 年 10 月 14 日開催

理 事 会 議 事 録

日 時 2021 年 10 月 14 日
場 所 学校法人 東京国際フランス学園（リモート会議）

理事定数 12 名

出席理事 8 名

－オリヴィエ・ブロシェ（仏在外教育庁長官、法人理事長）
－フィリップ・セトン（駐日フランス大使、法人副理事長）
－ステファン・マルタン（仏大使館文化参事官）
－ジル・アルモスニノ（仏在外教育庁アジア圏代表）
－アンヌロール・カンペルス（法人事務局長、学校長）
－クロード・ウレン（法人総務部長、総務・経理部長）
－ルネ・カラズ（保護者代表）
－ピエールフランソワ・ヴィルキャン（保護者代表）

欠席理事 4 名

－カトリーヌ・ウンサモン（仏大使館文化副参事官 マルタン氏に投票権を委譲）
－マルクアントワヌ・ユロー（仏大使館領事 マルタン氏に投票権を委譲）
－アルメル・カイエール（仏商工会議所会頭）
－グザビエ・ダロ（教職員代表）

出席監事 2 名

－谷 真人
－ウイリアム・ファーブル

出席オブザーバー

－ニコラ・ティリエ（仏大使館公使）
－マリー・ドイャンベール（中・高等科校長）
－ジル・サンセバスチャン（幼児・初等科校長）
－エリー・キエレ（仏大使館大学交流・フランス語担当官）
－ピエールアンリ・ハントソン（教職員）
－ティエリー・コンシニー（在日フランス人選挙区選出議員）
－ジャンマルク・リスナー（在日フランス人選挙区選出議員）
－フランソワ・ルーセル（在日フランス人選挙区選出議員）

役員の確認及び本日の定足数の確認後、16 時 35 分開会。

初めに、仏在外教育庁長官オリヴィエ・ブロシェ氏よりフランス仏在外教育施設の新学期の状況について説明がある。今年は昨年と比べ状況が改善された中で新学期を迎えることができ、10 校のうち 9 校が対面授業を開始、生徒数は増加した（+8000 名）と報告。とはいってもこれで危機から抜け出したわけではなく、感染拡大の被害が甚大となったアジアでは、各政府が実施した感染対策により学校施設もまた大きな影響を受け、深刻な事態を招くこととなった。

フィリップ・セトン駐日フランス大使は、新校長に歓迎の意を示し、大使館の支援をあらためて表明する。

1. 事務関連議題

1.1 書記の任命

書記としてマリー・ドイャンベール氏（中・高等科校長）、副書記としてヴィルキャン氏（保護者代表）が選任される。

1.2 本日の議題の承認

本日の議題は全会一致で承認される。

1.3 前理事会（2021年5月27日）議事録の承認

在日フランス人選挙区選出議員フランソワ・ルーセル氏より、食料品購入地域の制限及び別館の給食サービスの外注に関して出された質疑への回答を議事録に加えるよう要請がある。理事会メンバーはこの要請に同意する。またルーセル氏は、教職員代表の質疑（質問4）に対する答えから生じうる解釈に関して、明確にすべき点があると指摘する。フランス在外教育庁長官は、必要であれば明確にすると答える。

以上のように修正された議事録は全会一致で承認される。

1.4 理事・評議員の変更、第五次理事会・評議員会

長官は大使及び文化参事官、そして新理事に挨拶の言葉を述べる。

新理事：

- マリーエレヌ・テルヌ氏の後任として、マルクアントワヌ・ユロー新領事が2021年9月1日より理事に就任
- ローラン・ヴァインベルグ氏の後任として、アンヌロール・カンペルス氏が学園長及び法人事務局長として2021年9月1日より理事に就任
- 新教職員代表は職員選挙の後、2021年10月15日より理事職に就任する。現教職員代表のダロ氏は辞任を表明した。

引き続き、長官は新オブザーバーに挨拶。

- マリージョゼ・マリー氏及びジャンマルク・リスナー氏（新在日フランス人選挙区選出議員）
- エリー・キエレ氏（マクサンス・ロバン氏の後任として、仏大使館大学交流・フランス語担当官に任命）

最後に新評議員に挨拶。

新評議員：

- ジャンバティスト・ルセック氏の後任として、フランス大使館公使のニコラ・ティリエ氏が選任される。
- ローラン・ヴァインベルグ氏の後任として、学園長・法人事務局長のアンヌロール・カンペルス氏が選任される。
- マクサンス・ロバン氏の後任として、仏大使館大学交流・フランス語担当官のエリー・キエレ氏が選任される。
- クリストフ・セルリエ氏の後任として、総務部副部長のジェシカ・ウンクンバ・ウンクンバ氏が選任される。

最後に、2021 年 12 月 27 日より第五次理事会・評議員会が発足され（2025 年 12 月 27 日まで）、理事等の再任手続きがとられることになると校長が説明する。

1.5 新職員の承認

新教員リストが提出され、全会一致で承認される。

長官は、仏大使館関係部署及び学園人事部に対し、期限内にすべての職員が任務につけたことについて、その尽力に感謝の言葉を述べる。

2. 学校組織関連

2.1 新学期総括

新学期の生徒数は 1427 名であったと校長より報告があり、その内訳の説明がある。

幼児科：9 クラス 189 名
初等科：25 クラス 592 名
中等科：17 クラス 425 名
高等科：9 クラス 221 名
総 数：1427 名

20 家族の入国ビザの取得手続きが終わっていないため、39 名の生徒が入学待ちとなっている。
また、21 家族が日本への赴任を取りやめたことから、予定生徒数が 33 名減少した。しかし、これらの生徒は各学年に平均して分布していたため、この状況がクラス数に影響を与えることはないとの校長の説明。

仏在外教育庁長官は、昨年と比べわずかに増加した生徒数をもって、新学期を穏やかに迎えることができたと喜ぶ。

仏在外教育庁アジア圏代表アルモスニノ氏がこれにつけ加えて、アジア・パシフィック圏の在外フランス学校が全体で 2% の生徒を失った中で、本校は例外的であると述べる。

2.2 感染対策マニュアル

新学期が東京都の緊急事態宣言下に始まったことから、この事態に備えて 6 月に準備されていた感染対策マニュアルが適用された。

これは、9 月 9 日に実施された感染対策検討委員会、及び緊急事態宣言の解除宣言が出された時点で行われた 2 回目の同委員会で、内容の見直しがなされた。2 回目の会議では、慎重かつ論理的な緩和策が決議された。

11 月 10 日に予定されている第 3 回委員会では、状況を総括するとともに、場合によってはマニュアルのさらなる見直しが行われることになる。

3. 人事・財政関連

3.1 別館（旧滝野川第六小学校）工事についての近況報告

クロード・ウレン経理・総務部長は、9 月に始まった別館工事の進捗状況について報告する。

工事進行に関しては、毎週ミーティングが実施され、教職員及び保護者には月 1 回発行のニューズレターで通知している。また別館のグランド南面擁壁のアスベスト除去にかかる費用は、当初 1100 万円と見積もられていたが、最終的に 840 万円となった。

また 2439 万 8000 円と見積もられている厨房設備の設置等については、給食を外注することになる業者によって実施されることになる。

メンテナンス契約も終了することから、本館・別館両校舎の総合メンテナンス契約の入札も行われる予定である。同様に、別館及び中・高等科が使用することになる本館 A 棟の設備備品・コンピュータ等についても入札が実施されることになる。

また夏には中・高等科の科学実験室の新設工事が予定されている。

保護者代表の質問に答え、別館校舎の警備に関しては専門業者に依頼する予定であると経理・総務部長が説明する。守衛業務は 2021 年 4 月に採用された受付事務職員の業務とは関係がない。

3.2 2021 年 9 月 30 日時点の予算執行状況

適切な生徒数予測に基づいて建てられた予算（2021 年 6 月の在籍生徒数がベース）の支出に関しては予算通りであると経理・総務部長が報告。新学期の予測生徒数は 1475 名であったが、2022 年 1 月には、入学が延期されていた生徒も来日し、生徒数の増加が見込まれることから赤字も解消されるだろうと保護者代表に説明する。

また本年度の課外活動部門の予算については予測が非常に難しいと述べる。というのも現時点で課外活動は実施されておらず、段階的に再開されるとみられているからである。

3.3 2022 年-2023 年度予算編成方針

主な支出は、別館校舎の工事費及び改修費に係る予算管理と、初等科生徒が別館に移動した後に空いた教室等の整備に関連するものとなる。

また別館校舎の円滑な運営のため、少なくとも次に挙げる 4 つのポストの新設が 2022 年 2 月の理事会で提議される予定である。

ー追加の受付事務（ハーフタイム）、看護師、メンテナンス技能職員、初等科秘書（または教育アシスタント）

3.4 幼児・初等科現地雇用教員労働契約書

フランス在外教育庁長官はこれに関して、状況は非常に複雑なものとなっており、その影響は学校の運営に大きくかかわってくる可能性もあると述べ、適切な措置を講じるにあたって、理事会はこの状況をしっかりと理解、把握する必要があると説明する。

校長が状況の背景を説明する。

- 現地雇用契約の幼児・初等科教員が時間外労働手当及びその他の手当の支払いについて、本校に対し訴えを起こした。労働審判が 2 回にわたって行われ、申立人及び本校がそれぞれの論拠を示した。就業時間に関して請求のあった時間外労働時間は、毎日 15 時 15 分から 15 時 30 分までの時間と、15 時 15 分以降に行われた会議の時間である。校長は、幼児・初等科教員の現行の就業時間は 8 時 30 分から 15 時 30 分であるのに、古い労働契約書上ではいまだに 8 時 15 分から 15 時 15 分の記載のままとなっていると説明。
- 申立者の請求の多くが却下された一方で（請求のあった手当及びいくつかの時間外労働についてはこれが実施されなかったことを本校が証明したため）、労働審判はリセ側に賠償金として 40 万円の支払いを命じた。本校は、冷静に前に進むことを考え妥協し、労働審判の決定を受け入れ、控訴しないことを決定した。これにより、2020 年 12 月 31 日までの申立者とリセの紛争は解決した。

また本校は、労働契約書が日本の法律に則したものになるよう修正しなくてはならないということが、労働審判の結論として盛り込まれた。

該当教員が、実際の時間割、すなわち生徒の前で行う授業の開始時間と終了時間（就業規則及び契約書に付随して毎年教職員が署名する就業時間割に規定）を知らないはずがない一方で、労働契約書に異なる時間が規定されている場合、こちらの方が有効となる（法規範の階級）。労働審判官はこの就業時間割に関する誤りを修正するようリセに明確に要請した。本校の人事委員会が正式に承認した労

働契約変更書により、この状況を一部正常化することができたが、3名の幼児・初等科教員がいまだ署名をしていない。また就業時間割に署名することも拒んでいる。この3名のうちの2名が（そのうち1名が本件を労働審判に訴えた）、2019年－2020年の時間割に関して労働基準監督署に時間外労働支払いの請求を申し立てた。

2021年1月1日以降の期間についても、労働審判に提訴した教員が、15時15分以降に行われた会議、15時15分－15時30分間の授業時間、及び自らが設定して実施した8時15分以前と15時15分以降の保護者面接について時間外労働の請求を求め、労働基準監督署に申し立てた。

また日本の法律に完全に適合させるためには、教員任務の一部を年間労働時間で換算しているということを確認しなくてはならないと校長が説明する。実際、本校では会議の時間は年間で換算され、必須業務に含まれていると考え、生徒の前で行われる授業時間のみが労働契約書に規定されている。これが日本の法律によると、労働時間と就業時間割及び雇用主が要求するすべての業務が労働契約書に明記されていなくてはならない。これがなければ、記載された労働時間及び就業時間割を超えた業務はすべて時間外労働として計算される。このことにより、特に労働時間の記録に関する問題や、年間労働時間で規定されたすべての業務（会議等）、また授業準備及び試験採点等の業務（各教員の自由裁量に任されている業務のため、一部は学校が定めた時間割外で行われる）を個別就業時間割へ組み込まなくてはならないといった問題が生じてくる。

結論として、校長は、現在のシステムを維持した上で（そうしなければ学校が経済的に立ちいかなくなる可能性が実際に出てくる）、日本の規程に従うことが絶対に必要であることを主張する。すべての必要事項を盛り込むため、現地雇用教員の労働契約全体を綿密に見直すことが想定される。フランス在外教育庁長官は、すべての仏在外教育施設は現地法に完璧に則したものでなくてはならず、誤りがある場合は修正するのが当然であると述べる。しかしながら、この誤りが修正された労働契約変更書に教員が署名しないのは、個人的には非難すべき態度であると思われると述べる。仏大使は長官の意見に同意を示し、この態度は無責任であり、リセに非常に大きなリスクを課すものであると述べる。

経理・総務部長は、現時点では、これらの労働契約書はフランスで適用されている業務規定編成（ORS）に基づいていると説明する（幼児・初等科：週27時間授業、中・高等科：週18時間授業）。この週就労時間は、週40時間の就労時間及び校内における就労時間の打刻を促す日本の法規と相いれない。

また、労働契約書は本人の同意なしに変更することはできず、日本の法律においては、労働契約変更書は法的効力がなく、最後に締結された労働契約書が効力をもつと説明する。日本の法律に適合させるため、現行システムを変更することなしに現地採用の全職員に労働契約書を提供しなくてはならない。もし給与が週40時間のレベルに上がった場合、人件費は本校予算の90%に相当することになり、保護者の手が届かないほどの授業料の高騰を招くことになるだろう。

校長は加えて、リセの目的は職員の労働条件を下げることではもちろんなく、逆に、最適な制度を保証することにあると説明する。新しい労働契約書は、教員が生徒の前で行う授業時間を変更することなく、授業以外の労働時間の配分については職員の自由に任せつつ、現行の労働契約書を適合させていくものとなる。

文化参事官は、この労働契約書変更の重要性と、そのために学校の存続を願う教員達と交渉を重ねることが必要であると強調する。

旧契約書によって本件に該当してくる教員全員に一日15分ほどの時間外労働を支払った場合、その総額はいくらになるかと生徒保護者代表の一人が質問する。ウレン氏は、該当教員11名にかかる費用は少なくとも500万円程度であると答える。加えて、それでもこの状況を解決することはできないと説明する。これは本件の法的手続がいまだ進行中であることと、契約書の修正ができなければ、新たな訴訟が発生するリスクがあるからである。

契約を破棄することや新契約に従うよう職員に強制する余地がリセにあるのかどうかについて、議論が交わされる。

仏在外教育庁長官は、これは本校の財政維持にかかわる問題であることから、教員と意思の疎通を図り、現地教員労働契約書の全面的な見直しのため人事委員会で検討していく必要があると結論を出す。

校長は、本校の労働契約書を法的に問題のないよう整えるにあたって、専門家の協力を要請する。一方で、現在ですら業務量が増えている人事部であるが、将来的にもさらに業務の増加が予想されることから、現在週 30 時間で就労している人事部の有期契約職員をフルタイムポストへ移行させることを要請する。

理事会はこの二つの要請に対し賛同の意を示す。

3.5 実験助手技術者ポストの新設

中・高等科生徒が増加していることから、実験助手技術者ポストの新設が必要不可欠であると校長が説明、2022 年 1 月からハーフタイムポストを新設することを提案する。
理事会は全会一致でこれを承認する。

4. 質疑応答

4.1 保護者提出質疑

1. 新学期の給食サービスの状況、つまり給食部門の組織再編成によりサービスの改善が図られたのか、また料理に関して利用者の評価も上がったのかどうか報告してほしい。

校長は、料理の内容についてごく最近クレームが一件ほどあったと述べる。だが給食委員会で提出された保護者の意見は肯定的なものであったとし、このクレームは質というより量について述べたものであった。これについては次回の給食委員会で議題となる予定である。

集中仕入れセンター利用の効果はどのようなものであったか。また節約効果はどの程度であったか。これらの新しい業者と、料理の質の向上（逆の場合も含め）に相関関係はみられるか。

フォローアップの向上、高品質の食材、迅速な対応といった点がこの新システムの評価できるところである。節減効果については、今のところ量化するのは難しく、詳細の分析は学期末を待たなくてはならない。繰り返しになるが、給食部門は 2020 年－2021 年度末に予算収支のバランスを取り戻した。

給食部門における職員間の関係は改善したか。

この部門の人間関係は依然として非常に複雑なままである。

辞任した職員の後任は見つけたのか。

この夏退職した職員の後任として、臨時職員が雇われた。また、2021 年 9 月 1 日に副料理長から料理長に昇進した職員も 10 月 31 日付で辞任を申し出たところである。彼は 10 月 11 日（月）より傷病休暇をとっていた。そのため、現在の部門責任者が料理長となり、グザビエ・ジョルジュ氏が組織図に規定された部門責任者となる。

2. この新学期、新生徒の入学に関するコロナ感染症の影響はどのようなものであったか（遅延/キャンセル等）。結果として 2021 年-2022 年度の推測予算はどうか。

前項の 2.1 及び 2.2 を参照のこと。

3. 新学期から休んでいる教員の数、ここ数年のうちで最も多くなっているか。

この新学期は、中・高等科で予期せぬ傷病休暇により 3 名の教員が欠勤しているという異例の事態となっている。このうちの 2 名が担当していた授業はすべて行われた。他の 1 名の授業は代理の教員が

オンラインで週 3 日務め、残りの授業は、教育アシスタントの監督下、規定時間外に自習という形で
行われている。また幼児・初等科でも同様に、長期傷病休暇 1 名、早期の出産休暇 1 名、日本への赴
任の遅れが 2 名と、予想外の状況となった。今後も 2 名の出産休暇、1 名の育児休暇が予定されてい
る。これらについてはすでに代理教員が手配されている。

今年度の代理教員の確保は十分といえるのか（特に中・高等科クラスや試験準備クラス等）。

中・高等科は教科別授業のため、代理教員リストといったものはない。必要に応じて人員の募集を行
っている。幼児・初等科では、例年同様、依頼可能な代理教員を多数揃えている。

新学期以降の授業時間不足をどのように埋め合わせるつもりなのか。

不足している授業時間を確認・検討したが、これは年間を通して可能な限り取り戻していくつもりで
ある。また希望者には、該当教科の補習を学校時間外に行う予定である。

4. コロナ感染症による規制を考慮しても、フランス教育システムや本校における音楽教育の占め
る地位が日本と比較して非常に低いことを保護者は意外に感じている。以前、協定書で提携していた
音楽学校もしくは他の施設と協力して、音楽教育の再開（手頃な金額で）を検討することはできない
か。

本校における音楽教育は、フランス学習要領及び公式の時間割にしたがって、この教科に規定されて
いる授業時間を遵守したものであると校長が説明する。以前、この音楽学校が提供していた講座は、
本校とも課外活動とも関係のないものであった。このときの協定書は、提供業務や責任の所在等に関
して再読の上検討する必要がある。現在のところ、感染対策マニュアルの規定により（生徒間の交流
を制限）、これらの検討手続きは保留となっている。

4.2 教職員提出質疑

労働契約書の不履行という理由で一人の教員が本校に対して訴えを起こした（特に、時間外労働手当
の未払いという理由で）。7 月 6 日に実施された第一回目の労働審判及び 9 月 27 日の第二回目労働審
判では、二人の審判官が（すなわち 2 回とも）、申立者に理があると判断し、リセに対し支払いを命
じた。

1. この労働審判でリセにかかった費用はいくらか。特にこのために雇い入れた 3 名の弁護士費用は
いくらか。

校長は会議中に説明した答えを再び述べる。ウレン経理・総務部長は、2 度の労働審判にかかった弁
護士事務所の費用は 450 万円であると説明する。

2. これは誰が負担するのか。保護者か、リセか、フランス在外教育庁か。

この費用は本校の一般予算（大部分は学費が占める）から充当されていると校長が説明する。

3. 日本の労働監督署が本校に赴き、リセのやり方について注意を促したにもかかわらず、日本の監
督署の面前で本校の信頼性を失うことになった 2 度の労働審判まで進むことを決定したのは誰な
のか。ここまで執拗になった原因は何か。

労働審判に進んだおかげで、請求のいくつかは不当であることを申し立てることができた。申立者は
100 万円を超える金額を要求していた。一方で、それ以前にリセは労働監督署から提出されていた要

求事項（例えば、勤務時間の打刻について）にすでに返答していた。つまり労働監督署の要求は別のものであったということである。

リセが信用性を失ったという主張については、主観にすぎないと校長が答える。

教職員代表の質疑の一つは締切を過ぎて提出されたと校長が述べ、次回の理事会で回答することを提案する。この提案は承認される。

すべての議案を協議、フランス在外教育庁長官が仏大使及び理事会メンバーに謝意を述べる。また校長及び経理・総務部長に託された任務について理事会の支援を約束する。

18 時 25 分に閉会となる。